

国名	ノルウェー
公的年金の体系	<p>(旧制度) → (新制度)</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国民</li> <li>・ 収入が基礎額以上の者が保険料を納付する義務がある。</li> </ul>
保険料率 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金, 出産手当金, 労災給付, 失業給付を含む社会保険に対する保険料率。NOK59,650を超える年収に対する料率である。この料率は25%を超えてはならないとされている。</li> <li>・ 被用者8.2%, 自営業者11.4%, 事業主14.1% (ただし被用者の居住地域により異なる)</li> <li>・ 年金受給者も5.1%の保険料を負担する。</li> </ul>
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧制度は67歳, 新制度は62歳から75歳の間で選ぶことができる。</li> </ul>
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新制度における最低保障年金: 単身者は基礎額の2倍, 夫婦は一人につき基礎額の1.85倍</li> <li>・ インカム年金は, 基礎額の7.1倍を上限とする収入を賃金再評価しその18.1%を累積した額を年金受給時の年齢に応じて定められた年金現価で割り算して年金額を計算。</li> </ul>
給付の構造	<p><b>【旧制度】</b>・満額の基礎年金は, 基礎額と同じ。ただし配偶者が基礎額の2倍以上の収入(年金収入を含む)を得ているときは, 基礎額の90%。被保険者期間が40年に満たないときは減額される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補足年金はポイント制。収入のうち基礎額を超える基礎額の6倍までの部分と基礎額の6倍を超え12倍までの部分の三分之一を合計した金額を基礎額で割り算してポイントを算定。</li> <li>・ ベストな20年のポイントの平均を基礎額の42%の値に乗じて年金額を計算する。被保険者期間が40年に満たない時は減額される。</li> <li>・ 付加額は, 最低年金水準から基礎年金額と補足年金額を除いた額。最低年金水準は, 婚姻状態や配偶者の収入により決まり, また, 居住期間が40年に満たない場合は減額される。</li> </ul> <p><b>【新制度】</b> インカム年金の8割相当額を最低保障年金から控除したのち(マイナスになればゼロとする), インカム年金と合わせて年金を受給する。</p>
所得再分配	最低保障年金
公的年金の財政方式	賦課方式。ただし, 将来の高齢社会において安定的な財政運営のために若干の積立金を保有。
国庫負担	保険料だけでは給付が賄えなくなったときの不足分。
年金制度における最低保障	あり
無年金者への措置	最低保障年金で措置されている。
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期退職者のための67歳までのつなぎ年金(協約年金; AFP)が一部の被用者に存在。新制度では67歳以降の上乗せ年金に再編される。</li> <li>・ 企業年金を備えることは事業主の義務。</li> </ul>

国民への個人年金情報の提供	インターネットで参照することができる（ユーザーID、パスワードが必要）。
---------------	--------------------------------------

(坂本純一・年金シニアプラン総合研究機構特別招聘研究員)

## ノルウェーの年金制度

坂本純一（年金シニアプラン総合研究機構  
特別招聘研究員）

### 1. 制度の特色

2009年に成立した年金改正法により、現在のノルウェーの年金制度は過渡期にある。旧制度は定額部分と報酬比例部分からなる給付体系であったが、2011年から報酬比例年金一本の制度とし、年金額が低い者には最低保障年金を支給する給付体系に変更された。

また支給開始年齢については、旧制度では67歳に固定されていたが、新制度では62歳から75歳の範囲で自由に選べるようになった。また、新制度ではその者が受給開始するまでの間の平均余命の改善分を年金額に反映することとされた。

このような制度改正を行った背景として、旧制度における報酬比例部分がホワイトカラーにとって有利で、ブルーカラーにとって不利という問題点を内包していた点が挙げられる（後述）。また、長寿社会を迎えて、制度の持続可能性を高めるとともに、人々ができるだけ長く労働力として留まることを促進する枠組みの一環として、柔軟な支給開始年齢等が導入された。

### 2. 沿革

ノルウェーの公的年金制度は、1936年に導入された老齢年金制度に遡ることができる。この制度は、貧困の高齢者に資産調査・所得調査付きの給付を行った。支給開始年齢は70歳であった。1957年にはこの資産調査・所得調査が廃止され、すべてのノルウェー国民に定額の給付が支給されるようになった。

現行の国民年金保険制度が誕生したのは1967年であった。このときに基本的に保険料で給付が賄われる制度となった。給付は定額の基礎年金と報酬比例の補足年金から構成された。さらに、1969年には十分な補足年金を受給できない者に対し、所得調査付きの特別補足年金が支給されることとされた。

障害年金は1936年に導入された資産調査・所得調査付きの暫定給付に始まる。1960年に資産調査・所得調査が外され、1967年の国民年金保険制度導入の

際に、当制度に統合された。遺族年金も、1957年に導入された遺児手当と1960年に導入された寡婦手当が国民年金保険制度に統合される形で、1967年に国民年金保険制度から支給されることとなった。

その後給付の算定方法や、保険料の賦課の方法が少しずつ変更され、2009年改正法直前の制度に至っている。この間支給開始年齢が1973年に70歳から67歳に引き下げられた。

そして2009年の改正により、2011年から報酬比例年金一本の制度とし、年金額の低い者には最低保障年金を支給する枠組みに移行することになった。給付体系の移行には経過措置が設けられており、1953年以前に生まれた者には旧制度が適用され、1963年以降に生まれた者には新制度が適用される。1954年から1962年に生まれた者には、旧制度と新制度で計算した年金額を按分して年金額を決定することとされている<sup>1</sup>。支給開始年齢も62歳から75歳の範囲で選択できることになった。また、年金額にはその者が受給開始するまでの間の平均余命の伸びが反映されることになった。

### 3. 制度体系の概要

上述したように、2009年の改正法により、2011年から新しい制度が適用されることになった。このため、2009年改正前の制度を旧制度、2009年改正による新しい制度を新制度と呼ぶことにしよう。

また、ノルウェーの年金制度において重要な役割を果たす概念に、基礎額という概念がある<sup>2</sup>。これはノルウェーの社会保険制度全般に使われる基本的な金額で、給付水準などがこの基礎額の何倍という示され方をする。2021年1月1日現在の基礎額は101,351ノルウェークローネ（NOK）（約87万円<sup>3</sup>）である。基礎額は毎年国会において所得水準の変化に応じて定められることになっている。

旧制度は、定額給付の基礎年金と、報酬比例給付の補足年金、および、十分な補足年金を受給できない者に対し、付加額が支給される。基礎年金の受給要件は被保険者年数であり、補足年金はポイント制による報酬比例給付である。付加額は最低年金水準から基礎年金額と補足年金額を控除した金額である。ただし、最低年金水準は婚姻状態と配偶者の所得により異なり、また、加入年数が40年未満であるとき

は、比例的に減額される。最低年金水準は賃金上昇率に基づいてスライドされるが、さらに67歳の平均余命により調整される。

これに対し新制度では、基礎年金や付加額が廃止され、新しい報酬比例年金を基本とする体系となる。この新しい報酬比例年金の給付額が低い者には最低保障年金が支給される。ただし、最低保障年金の年金額はその者の所得に応じて減額される。

#### 4. 給付算定方式、スライド方式

##### (1) 旧制度

旧制度の基礎年金の受給資格要件は、16歳から66歳の間に3年以上ノルウェーの社会保険制度に拠出していたことである。40年の被保険者期間で満額の基礎年金を受給できる。被保険者期間が40年に満たないときは比例して減額される。満額の基礎年金の年額は、基礎額と同額である。2021年であればNOK101,351である。ただし、配偶者の収入が基礎額の2倍以上あるときには、基礎額の90%（2021年はNOK91,216）が支給される。支給開始年齢は67歳である。

補足年金の受給資格要件は、基礎額を上回る収入があった年が3年以上あることである。補足年金の年金額はポイント制で定められている。すなわち、収入が基礎額を超えていない場合、ポイントはゼロとする。収入が基礎額を超えて基礎額の6倍以内の場合には、基礎額を超えた収入分が基礎額の何倍になっているかを計算し<sup>4</sup>、この倍数をポイントとする（最大ポイント5）。収入が基礎額の6倍を超え、基礎額の12倍以内にある場合には、収入が基礎額の6倍を超えている額の三分の一に相当する額が基礎額の何倍になっているかを計算し、その倍数に5を加えたものをポイントとする（最大ポイント7）。収入が基礎額の12倍を超える場合にはポイントは一律に7とする。すなわち基礎額の12倍を超える収入は給付には反映されないのである。

以上の方法で計算された各年のポイントのうちベストな20年分のポイントの平均を計算する。これを最終ポイントと呼んでいる。補足年金の年金年額は、基礎額の42%にこの最終ポイントを乗じて得られる金額である。ただし、これは収入が基礎額を超える年数が40年以上あった場合の年金額であり、40年に

満たない場合には年数に応じて減額される<sup>5</sup>。

付加額の受給資格要件も基礎年金と同じである。その金額は最低年金水準から基礎年金額と補足年金額を除いた金額である。最低年金水準は、婚姻状態や配偶者の収入によって異なるが、また、加入期間が40年に満たない場合には比例的に減額される。

老齢年金はこのように基礎年金、補足年金、付加額から構成される。その合計額が老齢年金の額になるわけであるが、在職老齢年金の制度が存在し、収入との調整が行われる。67歳に到達後も働いている受給者については、67歳では給付の調整はないが、68、69歳において、基礎額の2倍を超える収入の40%相当額が減額されることになっている。70歳以降は調整されない。

そのほか障害年金、遺族年金の給付があるが、紙数の関係で省略する。

以上、すべての年金額が基礎額に基づいて定められており、基礎額は所得の変動に応じて改定されるため、旧制度の年金額は所得スライドといえることができる<sup>6</sup>。

##### (2) 新制度

2009年の改正法に基づく新しい制度においては、スウェーデンの概念上の拠出建て制度に似た仕組みが採用されている。

13歳から75歳までの間、毎年の収入のうち基礎額の7.1倍<sup>7</sup>までの金額の18.1%を年金準備額と呼び、年金準備額を累積していく<sup>8</sup>。累積の間は賃金上昇率により年金準備額は再評価される。支給開始年齢は62歳から75歳の間で選択することができる。年金額は、その時点での再評価後の年金準備額の合計額を、その時点での死亡率を用いた受給者の年齢における年金現価で割り算することにより決定される。受給者がまだ就労している場合等でフルに受給しなくとも生活できる場合には、ここで決定された年金額のうち一部または全部を受給しないことができる。その場合の選択率は0%、20%、40%、60%、80%である。そして実際に受給した金額分だけ年金準備額から控除され、その金額に賃金上昇率から0.75%を除いた率で付利した金額が翌年の年金準備額になる。これにより、現在までの死亡率の改善ないし平均余命の改善が年金額に反映されることになる。こ

のように算定される年金はインカム年金と呼ばれている。

一方ですべての者に対し最低保障年金が用意されている。満額の最低保障年金は、単身者の場合基礎額の2倍、夫婦の場合一人当たり基礎額の1.85倍の水準である。被保険者年数が40年に満たない場合には、年数に比例して減額される。このようにして得られる金額から、さらに当人のインカム年金額の80%相当額を差し引いた金額が実際の最低保障年金となる。従ってインカム年金が最低保障年金の1.25倍以上ある者には最低保障年金は支給されず、インカム年金が最低保障年金の1.25倍未満である者については、最低保障年金とインカム年金の20%相当額の合計額が支給されることになる。

最低保障年金のみを受給する者は、67歳以降でしか受給を開始することはできない。最低保障年金とインカム年金の両方を受給する者は、合計の年金額が67歳時点で被保険者期間が40年の者の最低保障年金を上回っているという条件を満たす場合にのみ、67歳よりも早い時期から受給を開始することができる。

新制度においても障害年金、遺族年金が存在するが、詳細が不明のために省略する。

年金準備額は賃金再評価されるので、インカム年金は年金受給開始までは賃金スライドされることになる。年金受給開始後は賃金上昇率から0.75%を除いた率でスライドされる。

最低保障年金は賃金スライドを基本とするが、さらに平均余命の伸びに伴う調整が行われる。

## 5. 負担、財源

前節でみた給付を賄うために、保険料が徴収される。ただし、徴収される保険料は年金のみならず、傷病手当金、出産手当金、労災給付、失業給付にも充てられる。

本人負担の保険料率は、被用者の場合、2021年1月時点ではNOK59,650を超える収入の8.2%である。保険料率はNOK59,650を超える収入の25%を超えてはならないとされている（保険料率の上限）。年金受給者も5.1%の保険料を負担する。自営業者に対する保険料率は11.4%である。

事業主に対する保険料率については、被用者の居

住地域により7つの料率が設定されている。その範囲は14.1%～0%である。たいていの場合料率は14.1%である。事業主が支払った報酬の総額に当該料率を乗じて得られる金額が、当該事業主に課せられる保険料総額となる。

国庫は不足が出た際に補填を行う。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

ノルウェーの公的年金制度は基本的に賦課方式で運用されている。しかしながら、将来の高齢社会を見据えて、若干の積立金を保有した運営を行っている。

ノルウェーにおいては保険料を一般会計が収納する。これから社会保険給付を支払った後剰余が出た場合には、この剰余金は「政府年金基金—ノルウェー」(GPFN)に積み立てられる。この積立金は主として国内株式、国内債券で運用される。2021年12月末現在の積立金残高は、NOK3,330億である。

政府年金基金にはもう一つ基金が存在する。「政府年金基金—グローバル」(GPFGL)である。これは石油収入を積み立てているものであるが、これも将来の高齢社会において安定的に財政運営を行う備えと位置付けられている。積立金は外国株式、外国債券で運用されている。2021年12月末現在の積立金残高はNOK12兆3,400億である。なお、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ノルウェー財務省はEUのロシアに対する金融制裁に歩調を合わせ、GPFGLを運営するNorges Bankに対し、ロシアの政府、公営企業、民間企業が発行する有価証券、不動産等への投資を停止し、投資先を変えるように指示した。ロシアの外国為替市場が閉鎖され、株式市場も正常に機能していない状況下で、この作業の終了には時間を要するものと見込まれる。

## 7. 制度の企画・運営体制

制度の企画は労働社会省が行い、運営は労働福祉庁が行う。

## 8. 協約年金AFP

公務員全員と民間被用者の約6割がカバーされる協約年金AFPが存在する。これは旧制度において支給開始年齢が67歳に固定されていたため、62歳以

降早期退職をする者に67歳までのつなぎ年金を支給することを目的に、労働協約として締結された制度である。この制度により早期に引退する被用者が増加する傾向にあった。

2009年の改正は長期の就労促進がその目的のひとつであったから、そのままの形ではAFPは2009年の改正の趣旨に反することになる。そこで、民間被用者については、これを67歳から支給する上乘せ年金に衣替えすることが合意された。

公務員についてはまだそのような合意に至っていない。

### 9. その他

ノルウェーにおいては、AFPのような協約年金とは別に、個々の企業で実施されている企業年金があり、2005年頃には4割の被用者が加入していた。2006年以降は、各企業に企業年金を導入することが義務付けられている。確定拠出型の場合には掛金率が2%以上<sup>9</sup>であることが義務付けられており、確定給付型の場合もこれに準じた要件が課せられている。

.....  
**〈注〉**

<sup>1</sup> 例えば1954年生まれの者については、旧制度による年金額のウェートを0.9、新制度による年金額のウェートを0.1として平均をとったものを年金額とするとされている。

- <sup>2</sup> 最近では毎年5月1日に改定される。
- <sup>3</sup> NOK1=JPY8.64として換算。2021年OECDの購買力平価統計による。
- <sup>4</sup> これは収入が基礎額の何倍になっているかを計算したのち、その倍数から1を控除した値になる。
- <sup>5</sup> ホワイトカラーは給料が早く昇給し、高学歴のために就労期間も比較的短いのに対し、ブルーカラーは昇給があまりなく、就労期間も長く保険料を40年を超えて長く払い続けるという場合も多い。このためこの給付設計のもとでは、ホワイトカラーに有利で、ブルーカラーには不利という問題点があった。
- <sup>6</sup> 自営業者の所得も含まれるので、賃金スライドと呼称すると正確ではない。
- <sup>7</sup> ノルウェーの平均賃金の水準は基礎額の約6.1倍といわれる。従って、年金準備額を算定する際の収入額の上限は平均賃金の約115%であり、わが国の標準報酬の上限に比べかなり低いことが分かる。
- <sup>8</sup> あくまで計算上の金額を帳簿上に累積していくだけで、実際のお金が積み立てられるわけではない。
- <sup>9</sup> 収入のうち基礎額を超え、基礎額の12倍までの部分の2%という意味である。

#### 参考資料

- Norwegian Ministry of Labour and Social Affairs “The Norwegian Social Insurance Scheme” January 2021
- Norwegian Ministry of Finance “The Government Pension Fund 2022”
- US Social Security Administration “Social Security Programs throughout the World”
- OECD Statistics, Purchasing Power Parities